

**我が国におけるカーボン・オフセット
のあり方について（指針）**

第2版

2014年3月31日

環境省

目次

はじめに	1
1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組	3
(1) 定義	3
(2) 意義及び効果	3
(3) 主な取組	4
2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について	7
(1) カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保	7
(2) 温室効果ガス排出量の把握	7
(3) 温室効果ガスの排出削減の取組	8
(4) カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量（クレジット）	8
(5) オフセットの手續（埋め合わせ）	10
(6) カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保	10
平成 25 年度「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しに関する検討会	12
平成 19 年度 我が国のカーボン・オフセットのあり方に関する検討会	13
用語集	14

はじめに

近年、地球温暖化が原因とみられる干ばつや洪水、大型の台風等の異常気象の発生とそれに伴う穀物や農産物価格の高騰等の経済への影響が世界各地で数多く報告されている。2013年にはハワイ・マウナロアにおいて大気中の二酸化炭素濃度が1日平均で初めて400ppmを超えたことが観測され、これを受けて気候変動に関する国際連合枠組条約（以下「国連気候変動枠組条約」という。）事務総長より「我々は歴史的な閾値を超え、新たな危険域に入った」との声明が発表された。

また、IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書第1作業部会報告書では、「第4次評価報告書以降、気候に対する人為的影響に関する証拠は、ますます多く検出され、近年の地球温暖化が化石燃料の燃焼等の人間活動によってもたらされたことがほぼ断定されており、現在増え続けている地球全体の温室効果ガス排出量の大幅かつ持続的な削減が必要である」とされている。

このような中、国際的な地球温暖化対策の取組である京都議定書の第一約束期間が終了し、2020年以降の新たな枠組の構築が急がれるとともに、更なる地球温暖化対策の前進が世界的な急務とされている。我が国では、長期的・継続的に温室効果ガス排出量を削減していくことが喫緊の課題である。

地球温暖化の原因となる温室効果ガスの排出及び地球温暖化による影響は経済活動や生活全般に深く関わることから、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会を構成する者（以下「社会の構成員」という。）全ての主体が自らのこととして、地球温暖化対策を推進していく必要がある。国外では、法規制に基づく温室効果ガスの排出に関する情報開示や排出量取引が進んでいるが、我が国においては、排出量取引などの法的拘束力のある規制に拠らない地球温暖化対策としての「カーボン・オフセット」が推進されている。我が国におけるカーボン・オフセットは、企業や自治体、政府だけでなく、一般市民・消費者も商品の購入やイベントへの参加等を通じて自らの意思で積極的に参加することができ、社会全体で取り組むことが可能な地球温暖化対策である。

環境省では、2008年に、カーボン・オフセットに関する理解の普及、民間の活力を生かしたカーボン・オフセットの取組の促進と適切かつ最小限の規範の提示、カーボン・オフセットの取組に対する信頼性の構築及びカーボン・オフセットの取組を促進する基盤の確立のため、「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」を策定した。同指針に沿って、カーボン・オフセットに関連するガイドライン類の整備、カーボン・オフセットに用いられる温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度の創設、カーボン・オフセット制度の創設、普及促進母体の設立等、信頼性のあるカーボン・オフセットに取り組むための基盤が整備され、制度の運用等を通じてカーボン・オフセットの取組が一定程度定着してきた。

一方、指針の策定から約6年が経過し、社会的状況が大きく変化している。地域社会においては、人や資金の都市への集中等による過疎化、農林業の担い手の減少等が進み、地域経済の低迷が生じており、我が国の地球温暖化対策はこれらの実情に応じて実施されることが求められている。また、2011年に起きた東日本大震災の影響から我が国におけるエネルギー事情は不安定な状況にあり、その中で地球温暖化対策を進めていくためには、自主的かつ主体的な取組としてのカーボン・オフセットの重要性は今後も引き続き高まっていくものと考えられる。

社会状況の変化に対応し、カーボン・オフセットを社会全体で取り組む仕組みへと発展させるために、国内外での先進的な取組やこれまで得られてきた知見を基に、改めて国内における法規制に拠らない取組としてのカーボン・オフセットの基本的なあり方をまとめ、指針の見直しを行うこととなった。なお、今後も、本指針は国内外のカーボン・オフセットの取組状況等を踏まえながら、適宜見直しを行っていく予定である。

1. カーボン・オフセットの定義及び主な取組

(1)定義

(カーボン・オフセットとは)

カーボン・オフセットとは、市民、企業、NPO/NGO、自治体、政府等の社会の構成員が、自らの温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、他の場所で実現した温室効果ガスの排出削減・吸収量等（以下「クレジット」という。）を購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部又は一部を埋め合わせることを、すなわち『知って、減らして、オフセット』の取組をいう。

(カーボン・ニュートラルとは)

カーボン・ニュートラルとは、社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出量を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。

(2)意義及び効果

(社会の構成員による主体的な削減活動の促進)

カーボン・オフセットを行うことの第一の意義は、社会の構成員が地球温暖化問題は自らの行動に起因して起こる問題であることを意識し、これを「自分ごと」と捉え、主体的に温室効果ガスを削減する活動を行うことにある。

社会の構成員は、まず自らの温室効果ガスの排出量を認識することで、削減が可能な分野を特定でき、排出削減を行う意欲を高めることができる。言い換えれば、カーボン・オフセットの取組は温室効果ガス排出量の「見える化」、「自分ごと」との認識を促し、ライフスタイルや事業活動の低炭素化に向けた主体的な取組への契機となる。特に市民レベルでは、製品・サービスの購入やイベントへの参加等を通じて、自らの意思で積極的に地球温暖化対策に参加することが可能である。

そして、削減努力をしてもなお残ってしまうどうしても排出をせざるを得ない部分について、クレジットの購入などを通じ、その排出分を埋め合わせることは、温室効果ガスの排出がコストであることを認識することにつながり、更なる温室効果ガス削減活動が継続的に実施されることとなる。また、環境意識の高い消費者のニーズに応え、環境ビジネスの活性化にもつながる。この認識が広まり、経済社会にカーボン・オフセットの取組が組み込まれることで、継続的な温室効果ガス削減活動の実施が社会に定着し、カーボン・オフセットから「カーボン・ニュートラル」、さらに「カーボン・マイナス」にまでつながるような気運の醸成が期待される。

(温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトへの資金還流)

カーボン・オフセットを行うことの第二の意義は、クレジットを介して、温室効果ガスの排出削減・吸収を実現するプロジェクト、活動等の資金調達に貢献することにある。カーボン・オフセットの取組は、消費者、企業、NPO/NGO等が実施する温室効果ガスの排出削減・吸収プロジェクトへの投資につながり、カーボン・オフセットに参加する各主体が、これらのプロジェクトの実施に資金面で貢献する機会を提供することができる。

(地域における投資促進・雇用確保等による地域活性化への貢献)

カーボン・オフセットを行うことの第三の意義は、埋め合わせに用いるクレジットによって、地域の活性化に貢献することにある。例えば、排出削減・吸収プロジェクトによって実現された温室効果ガスの削減・吸収量が、その地域の中で活用される地産地消や、都市部の自治体・企業によって活用されることで、地域への投資の促進や新たな雇用が創出され、地域の活性化に貢献することにつながる。

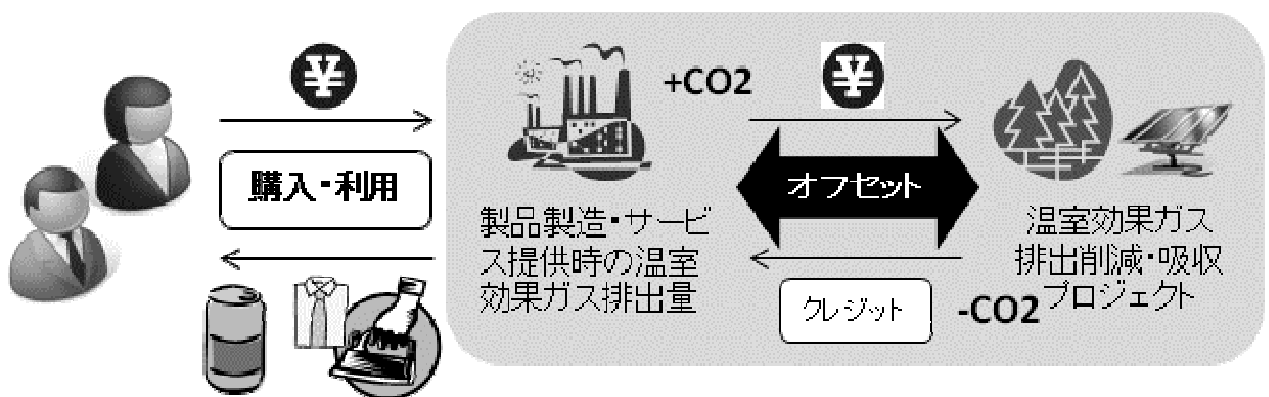
また、排出削減・吸収プロジェクトには、大気質・水質の改善、植林・森林保全やそれを通じた生物多様性の保全など、地域の環境保全と温室効果ガスの削減・吸収という複数の効果(コベネフィット)を同時に実現できるものも多い。カーボン・オフセットが消費地と生産地との新たなつながりを生み出し、森林保全やそれを通じた生物多様性の保全、再生可能エネルギー利用の推進などの意識を高めることにもつながる。

(3)主な取組

我が国におけるカーボン・オフセットにおいては、主に次の取組が実施されている。

➤ オフセット製品・サービス

製品を製造 / 販売する者やサービスを提供する者等が、製品やサービスのライフサイクルを通じて排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



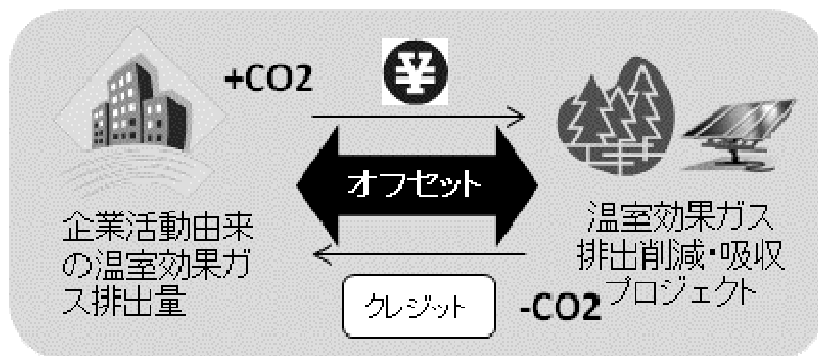
➤ 会議・イベントのオフセット

コンサートやスポーツ大会、国際会議等のイベントの主催者等が、その開催に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



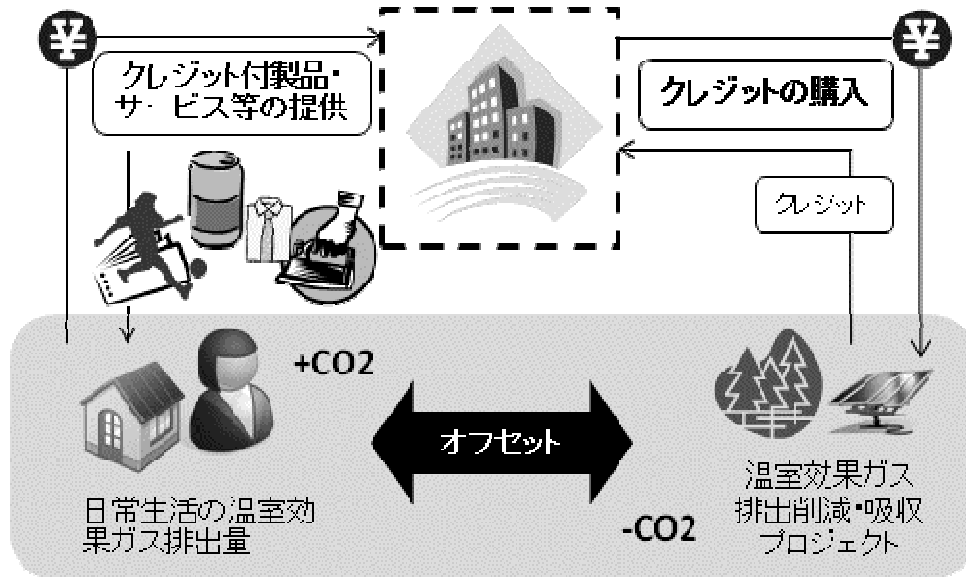
➤ 自己活動オフセット

自らの活動、例えば組織の事業活動に伴って排出される温室効果ガス排出量を埋め合わせる取組。



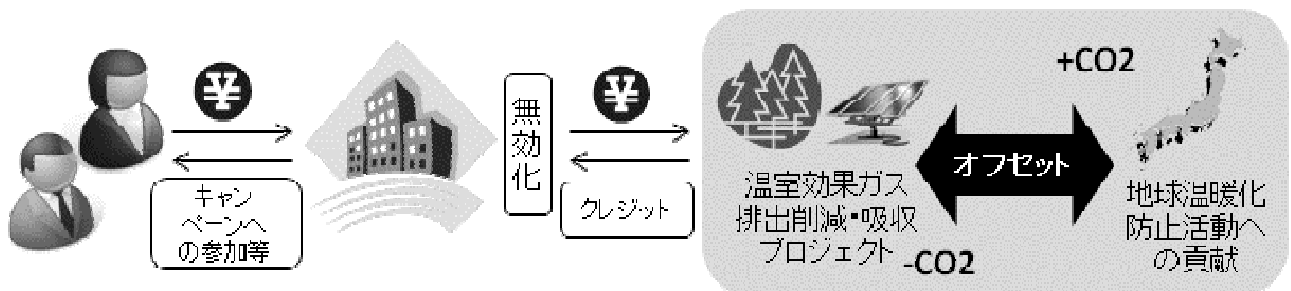
➤ クレジット付製品・サービス

製品を製造 / 販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービスやチケット（以下、「製品・サービス等」という。）にクレジットを付し、製品・サービスの購入者やイベントの来場者等の日常生活に伴う温室効果ガス排出量の埋め合わせを支援する取組。



➤ 寄付型オフセット

製品を製造 / 販売する者、サービスを提供する者又はイベントの主催者等が、製品・サービス等の消費者に対し、クレジットの活用による地球温暖化防止活動への貢献・資金提供等を目的として参加者を募り、クレジットを購入・無効化する取組。例えば、販売時にその売り上げの一部をクレジット購入に用いることを宣言するとともに、一定量の金額が集まってからクレジットを購入・無効化することや、キャンペーンへのアクセス数に応じてクレジットを購入・無効化するなど、消費者とコミュニケーションを取りつつ、クレジットを活用する多様な取組形態が考えられる。



2. 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について

信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を行うためには、「自らの温室効果ガスの排出量の認識（知って）」「主体的な排出削減の取組（減らして）」「によっても避けられない排出量の全部又は一部に相当する量を、クレジット又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等で埋め合わせ（オフセット）」という一連のプロセスにおいて、本指針の各事項に沿って取組が行われることが望ましい。

(1)カーボン・オフセットの実施に際しての信頼性の確保

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築する上では、以下の事項が重要である。

カーボン・オフセットの対象となる活動に伴う排出量を一定の精度で算定する必要があること

カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されるべきではないとの認識が共有される必要があること

カーボン・オフセットに用いられるクレジットを生み出すプロジェクトの排出削減・吸収の確実性・持続性の確保及び排出削減・吸収量が一定の精度で算定される必要があること

カーボン・オフセットに用いられるクレジットを創出するプロジェクトの二重登録、実現された削減・吸収量に対するクレジットの二重発行及び同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられることを回避する必要があること

カーボン・オフセットの取組について適切な情報提供を行う必要があること

オフセット・プロバイダーの活動の透明性を確保する必要があること

(2)温室効果ガス排出量の把握

(カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲の設定)

カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲は、原則としてオフセットを行う者が活動の状況に合わせて柔軟かつ多様な形でカーボン・オフセットの取組が行えるよう、主体的に選ぶものである。ただし、より効果的な温室効果ガスの排出削減を行うためには、ライフサイクルやサプライチェーンの考え方等を参考にし、カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲をなるべく広めにとることが望ましい。

(温室効果ガス排出量の「見える化」)

社会の構成員がカーボン・オフセットを通じ、主体的に排出削減を実施するためには、まず、自らの活動の中でどれくらい温室効果ガスを排出しているかを知ることが必要である。言い換えれば、温室効果ガス排出量の「見える化」である。自らがどのような形で温室効果ガスを排出しているかを知ることにより、自らの生活や事業活動の状況にあわせて排出削減の手法を選ぶことができる。温室効果ガス排出量の「見える化」を進めるため、社会の構成員のさまざま

な活動に伴う標準的な排出量の算定方法や算定結果に関する情報を始め、様々な「見える化」情報が市民、企業等に提供されており、これらを活用することができる。

(カーボン・オフセットの対象とする活動から生じる排出量の算定方法)

カーボン・オフセットの対象とする活動から生じる温室効果ガス排出量は、公的機関より提供されている算定に係るガイドライン等を参照し、対象とする活動に見合った算定方法を用いることができる。また、公的機関が提示する様々な活動に係る排出係数を活用することで、簡易かつ信頼性の高い算定を行うことが可能である。

(3)温室効果ガスの排出削減の取組

温室効果ガスの排出削減の取組をどのように行うかは、公的機関等で提示されている様々な排出削減手法の活用も含め、カーボン・オフセットを行う者が創意工夫を發揮して主体的に決めるものである。カーボン・オフセットを行う者が、まず、自らの排出量を認識した上で、可能な限り排出削減の取組を実施する必要がある。カーボン・オフセットが、自ら排出削減を行わないことの正当化に利用されることがあってはならない。

また、企業が製品・サービス等にクレジットを付し、消費者の温室効果ガス排出量のオフセットを支援する取組等、排出削減の取組を担保することが実際上困難である場合には、消費者に対し、カーボン・オフセットに際しての排出削減の取組の重要性を伝える等の啓発を行うことが望ましい。

(4)カーボン・オフセットに用いられる排出削減・吸収量(クレジット)

(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質)

カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、カーボン・オフセットの信頼性を構築するために、確実な排出削減・吸収が実現されていること、排出削減・吸収量が一定の精度で算定されていること、温室効果ガス吸収の場合はその永続性が確保されていること、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用が回避されること等の一定の基準を満たしていることが必要である。

カーボン・オフセットに用いられるクレジットがこれらの基準を満たしていることを確保するために、第三者機関による検証が行われていることが望ましく、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが望ましい。

(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの管理)

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を構築するため、クレジットを創出するプロジェクトが二重に登録されないこと、クレジットが二重に発行されないこと及びカーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが複数のカーボン・オフセットの取組に用いられないことを確保する必要がある。

例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が

管理する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重発行等を防止している。また、カーボン・オフセットに用いられる同一のクレジットが、複数のカーボン・オフセットの取組に用いられたり、既にカーボン・オフセットに用いられたクレジットが転売されるなどといった、クレジットの二重使用を防止するため、登録簿上では一度無効化されたクレジットは移転できないように管理されている。我が国におけるJ-クレジット制度でも同様の登録簿の整備がなされている。一方、登録簿等が整備されていないクレジットをカーボン・オフセットに用いる場合には、クレジットを創出するプロジェクトの二重登録、クレジットの二重発行及びクレジットの二重使用の防止が確実になされていることを自ら確認する必要がある。

(カーボン・オフセットに用いられるクレジットの種類)

カーボン・オフセットに用いられるクレジットは、大別して市場流通型クレジットと非市場流通型クレジットに分けられる。

市場流通型クレジット

市場流通型クレジットとは、一定の基準に基づき創出され、第三者への譲渡及び市場への流通が想定されているクレジットである。カーボン・オフセットの信頼性を構築する上で、市場流通型クレジットは、上述のカーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る一定の基準を満たしているもの、及び公的機関による能力等の確認がなされている第三者機関による検証が行われているもの（VER（Verified Emission Reduction）等であること）が必要である。カーボン・オフセットに係る信頼性の面から、カーボン・オフセットに取り組む際には市場での取引に適した信頼性の担保された市場流通型クレジットを用いることが望ましい。

信頼性の担保された市場流通型クレジットとして、海外での排出削減・吸収量については、国連気候変動枠組条約の京都議定書に基づいて発行される京都メカニズムクレジット等が、国内での排出削減・吸収量については、環境省・経済産業省・農林水産省が2013年から実施しているJ-クレジット制度で認証されるJ-クレジット等が挙げられる。

非市場流通型クレジット

非市場流通型クレジットとは、特定のカーボン・オフセットの取組を行う者と排出削減・吸収活動を行う者との間で合意されたクレジット、もしくは自らが他の場所で植林等の排出削減・吸収活動を実施することで実現したクレジットであり、第三者への譲渡や市場での流通が想定されていないクレジットである。

非市場流通型クレジットは、取組の規模や内容等、具体的な取組の状況に応じてカーボン・オフセットを進めようとする社会の構成員の意欲や創意工夫の下、本指針の各事項を柔軟に運用し有効に活用することができる。ただし、非市場流通型クレジットは、上述のカーボン・オフセットに用いられるクレジットの性質及び管理に係る明確な基準が設けられていないことが多いため、非市場流通型クレジットを用いる際にはクレジットが創出された温室効果ガス排出

削減・吸収プロジェクトや活動の内容を十分理解し、自らの責任でカーボン・オフセットの信頼性の確保に努める必要がある。

(5)オフセットの手続(埋め合わせ)

カーボン・オフセットの取組を行うためには、社会の構成員が、生活や事業活動等から生じる排出量の全部又は一部を、他者が実現した排出削減・吸収活動から生じるクレジット又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等で排出量の埋め合わせをする必要がある。排出量の埋め合わせの際には、登録簿上でクレジットを無効化する必要がある。登録簿が整備されていない場合には二重使用が起きないように自らが管理する必要がある。

オフセットの対象となる活動からの排出があつてから、又は消費者の温室効果ガス排出量のオフセットを支援するためにクレジットが付与された製品・サービス等が購入・利用等されてから無効化を行う場合には、速やかに無効化することが望ましい。ただし、取組によって様々な状況が考えられるため、無効化の時期は取組の内容によって柔軟に対応が可能である。

(6)カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保

(カーボン・オフセットの実施に際しての透明性の確保)

カーボン・オフセットの取組に対する信頼性を確保するためには、カーボン・オフセットの取組に係る情報提供を適切に行い、透明性を高めること、すなわち、カーボン・オフセットに用いられるクレジットやカーボン・オフセットを実現する製品・サービス等を購入する消費者に対しカーボン・オフセットの取組について十分な説明がなされることが必要である。

カーボン・オフセットの取組を行う者は、カーボン・オフセットの対象活動の内容、カーボン・オフセットの対象とする活動の範囲及び排出量、温室効果ガス排出削減の取組内容、オフセットに用いるクレジット量、クレジットを創出する排出削減・吸収プロジェクトの内容、埋め合わせが行われる時期、販売価格や支払いに関する事項等を公開することが必要である。

(カーボン・オフセットに係る温室効果ガス排出削減・吸収の効果の主張について)

カーボン・オフセットの取組において、同一のクレジットにおける温室効果ガス排出削減・吸収量の主張を複数の者が行うこと(環境価値の二重主張)を回避する必要がある。

一方、カーボン・オフセットの取組において、社会の構成員は多様な役割を持って地球温暖化対策に主体的に取り組むことが可能であり、カーボン・オフセットの取組に関わる全ての者が、自らの役割に沿ってカーボン・オフセットに関与した旨を主張することは、上述の環境価値の二重主張には当たらない。例えば、「オフセット製品を売りました/買いました」、「オフセットされたイベントに参加しました」、「カーボン・オフセットを行っている企業を応援しています」等の主張は、環境価値の二重主張には当たらず、むしろオフセットの認識拡大に資する行動として奨励される。なお、その際には消費者等に誤解を与えないよう正確かつ十分な情報提供を行う必要がある。

（オフセット・プロバイダーについて）

カーボン・オフセットの取組における透明性・信頼性の構築の重要性を認識した上で、オフセット・プロバイダーの活動内容についての情報を公開するプログラムに参加し、自らの活動の透明性の向上に努めているオフセット・プロバイダーについては、クレジットの調達・移転に加え、カーボン・オフセットの取組全体を支援、コーディネート等するサービスを提供していることが多く、カーボン・オフセットの透明性・信頼性向上に役立っている。

（カーボン・オフセットの取組内容に係る確認）

カーボン・オフセットの取組は、社会全体で容易に取り組むことのできる地球温暖化対策という観点から、信頼性の担保という点において第三者等による確認を受けていることが望ましいが、その有無はカーボン・オフセットの取組の規模や内容によって、カーボン・オフセットを行う者が選択することができる。

ただし、カーボン・ニュートラルの主張の際は、排出量を認識する範囲が適切に設定されていること、削減の取組が定量化されていること、クレジット購入又は活動の実施等による排出量の全部の埋め合わせが適切に行われていること等の一定の基準を満たしていることが必要である。また、カーボン・ニュートラルの主張がこの基準を満たしていることを担保するため、第三者機関による検証が行われており、さらに、当該第三者機関の能力等について、公的機関が確認していることが必要である。

第三者等による確認は、企業等によるカーボン・オフセットの取組に対する社会的評価の精度向上につながるため、消費者等とのコミュニケーションとしてカーボン・オフセットに取り組む場合に有効である。

平成 25 年度「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）」の見直しに関する検討会

委員名簿（五十音順・敬称略）

奥 真美	公立大学法人首都大学東京 都市教養学部都市政策コース 教授
篠崎 良夫	カーボン・オフセット推進ネットワーク カーボン・オフセット推進委員長
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ 特別顧問
新美 育文	明治大学 法学部 専任教授
二宮 康司	一般財団法人日本エネルギー経済研究所 地球環境ユニット・省エネルギーグループ 主任研究員
信時 正人	横浜市 温暖化対策統括本部 環境未来都市推進担当理事
則武 祐二	株式会社リコー CSR・環境推進本部 審議役

（座長は、所属及び役職は検討会当時のもの）

審議経過（日程及び議事内容）

平成 25 年

12 月 17 日 第 1 回検討会

- (1) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』の見直しに関する検討会の設置について
- (2) カーボン・オフセットを取り巻く国内外の状況について
- (3) 指針見直しにおける検討の方向性について

2 月 14 日 第 2 回検討会

- (1) 指針見直しにおける論点について
- (2) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）』の見直しについて

平成 26 年

3 月 27 日 第 3 回検討会

- (1) 『我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針）（案）』について
- (2) 『我が国におけるカーボン・オフセットの推進に向けた展望（案）』について

平成 19 年度 我が国のカーボン・オフセットのあり方に関する検討会

委員名簿（五十音順・敬称略）

明日香 壽川	東北大学 東北アジア研究センター 教授
一方井 誠治	京都大学 経済研究所附属先端政策分析研究センター 教授
加藤 真	社団法人海外環境協力センター 主任研究員
小林 紀之	日本大学大学院 法務研究科 教授
末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアティブ 特別顧問
仲尾 強	ビューローベリタスジャパン株式会社 事業開発本部環境ビジネス部 部長
新美 育文	明治大学 法学部 教授
信時 正人	横浜市都市経営局 都市経営戦略室 都市経営戦略担当理事

（座長は 、所属及び役職は検討会当時のもの）

審議経過（日程及び議事内容）

平成 19 年

9 月 5 日 第 1 回検討会

- (1) カーボン・オフセットのあり方に関する検討会の設置について
- (2) 内外のカーボン・オフセットの現状と主な論点について
- (3) 英国環境・食料・地域省（DEFRA）によるカーボン・オフセットの検討状況について
- (4) 豪州におけるカーボン・オフセットの現状について
- (5) 我が国におけるカーボン・オフセットの取組に関する事例について

10 月 5 日 第 2 回検討会

- (1) 英国におけるカーボン・オフセットの検討状況について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

10 月 31 日 第 3 回検討会

- (1) 米国（加州）におけるカーボン・オフセットの現状等について
- (2) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について

11 月 20 日 第 4 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットの論点について
- (2) その他
 - ・パブリックコメントの実施について

平成 20 年

1 月 22 日 第 5 回検討会

- (1) 我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）
- (2) その他
 - ・「我が国におけるカーボン・オフセットのあり方について（指針案）」に基づく基準等の検討スケジュール（目途）について

用語集

用語	解説
オフセット・プロバイダー	<p>社会の構成員がカーボン・オフセットを実施する際に必要なクレジットの提供及びカーボン・オフセットの取組を支援・コーディネート又は取組の一部を実施するサービスを行う事業者をいう。</p> <p>事業者・消費者等がプロバイダーの信頼性と透明性を継続的に識別できるようにするため、環境省のカーボン・オフセット制度において、オフセット・プロバイダーの過去一定期間の排出量クレジットの取扱方法等を定期的に確認し、ウェブサイトで公表する「オフセット・プロバイダープログラム」が運営されている。</p>
温室効果ガス	<p>地球の大気に蓄積されると気候変動をもたらす物質として京都議定書に規定された物質。</p> <p>二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、亜酸化窒素（一酸化二窒素 / N₂O）、三フッ化窒素（NF₃）、ハイドロフルオロカーボン（HFCs）、パーフルオロカーボン（PFCs）及び六フッ化硫黄（SF₆）の7つを指す。</p>
カーボン・オフセット制度	<p>カーボン・オフセットの取組に関する信頼性を構築し、カーボン・オフセットの取組に対する認識の向上、取組の促進、及び公正な市場形成に資することで、社会を構成する主体が地球温暖化を自らの問題として捉え主体的な排出削減の取組を促進するとともに、国内外の排出削減・吸収プロジェクトを支援することを目的として、環境省により2012年から運用が開始された制度。</p> <p>本制度では、信頼性のあるカーボン・オフセットの取組を認証するカーボン・オフセット第三者認証プログラムと、信頼性のあるオフセット・プロバイダーの情報を公開するオフセット・プロバイダープログラムの2つのプログラムが設置されている。</p>
カーボン・ニュートラル	<p>カーボン・ニュートラルとは、社会の構成員が、自らの責任と定めることが一般に合理的と認められる範囲の温室効果ガスの排出を認識し、主体的にこれを削減する努力を行うとともに、削減が困難な部分の排出量について、クレジットを購入すること又は他の場所で排出削減・吸収を実現するプロジェクトや活動を実施すること等により、その排出量の全部を埋め合わせた状態をいう。</p> <p>すなわち、市民の日常生活、企業の事業活動といった排出活動からの温室効果ガスの排出量と、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収量がイコールである状態のことをカ</p>

用語	解説
	<p>ーボン・ニュートラルという。</p> <p>カーボン・オフセットは、市民の日常生活や企業の事業活動におけるカーボン・ニュートラルを実現するための手段であり、排出量が全量オフセットされた状態がカーボン・ニュートラルとなる。</p>
カーボン・マイナス	<p>市民の日常生活や企業の事業活動により生じる温室効果ガス排出量に対して、当該市民、企業等が他の場所で実現した排出削減・吸収プロジェクトによる排出削減・吸収量や購入したクレジット量等の合計が上回っている状態をいう。</p>
環境価値	<p>カーボン・オフセットの取組を行う際に主張することができる温室効果ガス排出削減・吸収量のこと。</p>
登録簿	<p>クレジットの発行、保有、移転等を正確に管理するために電子システムにより整備する管理台帳をいう。</p> <p>例えば、国際的に流通する京都メカニズムクレジットは、京都議定書に基づいて加盟国等が整備する電子システムである国別登録簿によって同一番号の京都メカニズムクレジットの二重発行等を防止している。</p>
気候変動に関する国際連合枠組条約（国連気候変動枠組条約） （United Nations Framework Convention on Climate Change : UNFCCC）	<p>温室効果ガス増大による生態系や人類に対する悪影響への懸念から、気候システムに対し危険な人為的干渉が及ぶ事を防止する水準に温室効果ガスの大気中濃度を安定化させることを目的とし、1992年、地球環境サミット（リオ・サミット）で採択された条約。近年の環境条約に多く見られるように、条約規範の「枠組」を提供し、科学的知見の向上と国際的な合意の形成にあわせて、締約国の義務内容を詳しくしたり、強化したりする取組の母体となっている。</p>
京都議定書	<p>国連気候変動枠組条約の目的を達成するため、第3回締約国会議（COP3）で採択された国際条約。附属書 国に対し、法的拘束力のある数値目標（温室効果ガスを第一約束期間（2008～2012年）の5年間平均で基準年比 - 5%）を設定。目標達成のための補足的な手段として、京都メカニズム（CDM・JI・国際排出量取引）を導入している。</p>
京都メカニズム	<p>京都議定書に定められる排出削減目標を達成するに当たり、自国内での排出削減以外の目標達成手段を用意することによって目標達成手法に柔軟性を持たせるため、京都議定書に規定されたメカニズム。</p> <p>クリーン開発メカニズム（Clean Development Mechanism : CDM）、共同実施（Joint Implementation : JI）、国際排出量取引（International Emissions Trading）の3つを指す。</p>
京都メカニズムクレジット	<p>京都議定書に定められる手続きに基づいて発行され、削減目標</p>

用語	解説
	<p>達成のために用いられるクレジットをいう。</p> <p>各国に割り当てられるクレジット (Assigned Amount unit, AAU)</p> <p>共同実施 (JI) プロジェクトにより発行されるクレジット (Emission Reduction Unit : ERU)</p> <p>クリーン開発メカニズム (CDM) プロジェクトにより発行されるクレジット (Certified Emission Reduction : CER, Temporary CER : tCER, Long-term CER : lCER)</p> <p>国内吸収源活動によって発行されるクレジット (Removal Unit, RMU)</p>
クレジット	<p>温室効果ガスの排出を削減又は吸収するプロジェクトによって実現された排出削減・吸収量。何らかの排出量取引制度に基づいて発行される排出枠と合わせて「クレジット」と総称されることも多い。</p>
国別登録簿	<p>地球温暖化対策推進法に基づき、日本政府 (環境省及び経済産業省) が整備する、京都メカニズムクレジットを管理する電子システムをいう。京都議定書附属書 国はすべて、この国別登録簿を作成、維持することが義務付けられている。</p> <p>具体的には、この国別登録簿上で、京都メカニズムクレジットの発行、保有移転、償却取消等を管理しており、日本の国別登録簿は、2007 年 3 月からクレジットの法人保有口座の開設を受け付け、同年 11 月から国連気候変動枠組条約事務局が整備した国際取引ログ (異なる国の国別登録簿を電子的に接続するシステム) に接続している。</p>
サプライチェーン	<p>製造した商品が、消費者に届くまでの一連のプロセスのこと。各企業で製造される製品は、例えば「製品の開発」「製造部品の調達」「製品の製造」「配送」「販売」といった流れを経て消費者に届けられる。それぞれの家庭で温室効果ガスが排出されており、温室効果ガス排出量の削減を効果的に進めていくには、こうした各過程にも視野を広げ、関係者と協力して削減対策に取り組んでいくことが必要であるという考え方が近年広まっている。</p>
低炭素化	<p>ライフスタイルの見直しや事業活動の変更等により、生活や事業活動から発生する温室効果ガスの排出を少なくすることをいう。</p>
低炭素社会	<p>化石エネルギー消費等に伴う温室効果ガスの排出を大幅に削減し、世界全体の排出量を自然界の吸収量と同等のレベルとしていくことにより、気候に悪影響を及ぼさない水準で大気中の温室効果ガス濃度を安定化させると同時に、生活の豊かさを実</p>

用語	解説
	感できる社会をいう。
見える化	食品のカロリー表示のように、どのような行為からどれくらいの温室効果ガスが排出されるのかを数量で具体的に表示することによって「見える化」し、市民、企業等が自らの排出量を把握しやすくすることをいう。
無効化	カーボン・オフセットに用いたクレジットが再販売・再使用されることを防ぐために、無効にすること。 例えば、京都メカニズムクレジットの場合、国別登録簿上の償却口座又は取消口座に移転すると再度それらの口座から持ち出すことはできないため、無効化されることになる。
ライフサイクル	原材料の採取から製造、使用及び廃棄に至る全ての過程のこと。
IPCC (Intergovernmental Panel on Climate Change: 気候変動に関する政府間パネル)	気候変動に関する政府間パネル。地球温暖化問題に関する科学的、技術的、社会経済的な知見について各国の研究者が議論するため、1988年に世界気象機関(WMO)と国連環境計画(UNEP)により設置された機関。 IPCCによる評価報告書は、世界の専門家や政府の精査を受けて作成されたもので、国連気候変動枠組条約(UNFCCC)をはじめとする、地球温暖化に対する国際的な取組に科学的根拠を与えるものとして極めて重要な役割を果たしてきた。
J-クレジット制度	オフセット・クレジット(J-VER)制度と国内クレジット制度が発展的に統合し、2013年に運用が開始された温室効果ガス排出削減・吸収量認証制度。 省エネルギー機器の導入や森林経営などによる、CO ₂ などの温室効果ガスの排出削減量や吸収量を「J-クレジット」として国が認証し、本制度により創出されたJ-クレジットは、低炭素社会実行計画の目標達成やカーボン・オフセットなど、様々な用途に活用される。
VER (Verified Emission Reduction)	京都議定書、EU域内排出量取引制度等の法的拘束力を持った制度に基づいて発行されるクレジット以外の、温室効果ガス排出削減・吸収プロジェクトによるクレジット。このVERについて政府や民間団体が独自の認証基準を有している。 我が国においては、J-クレジットが代表的なVERであるが、海外においては Verified Carbon Standard (VCS) や Gold Standard (GS) など、様々なVERが存在する。